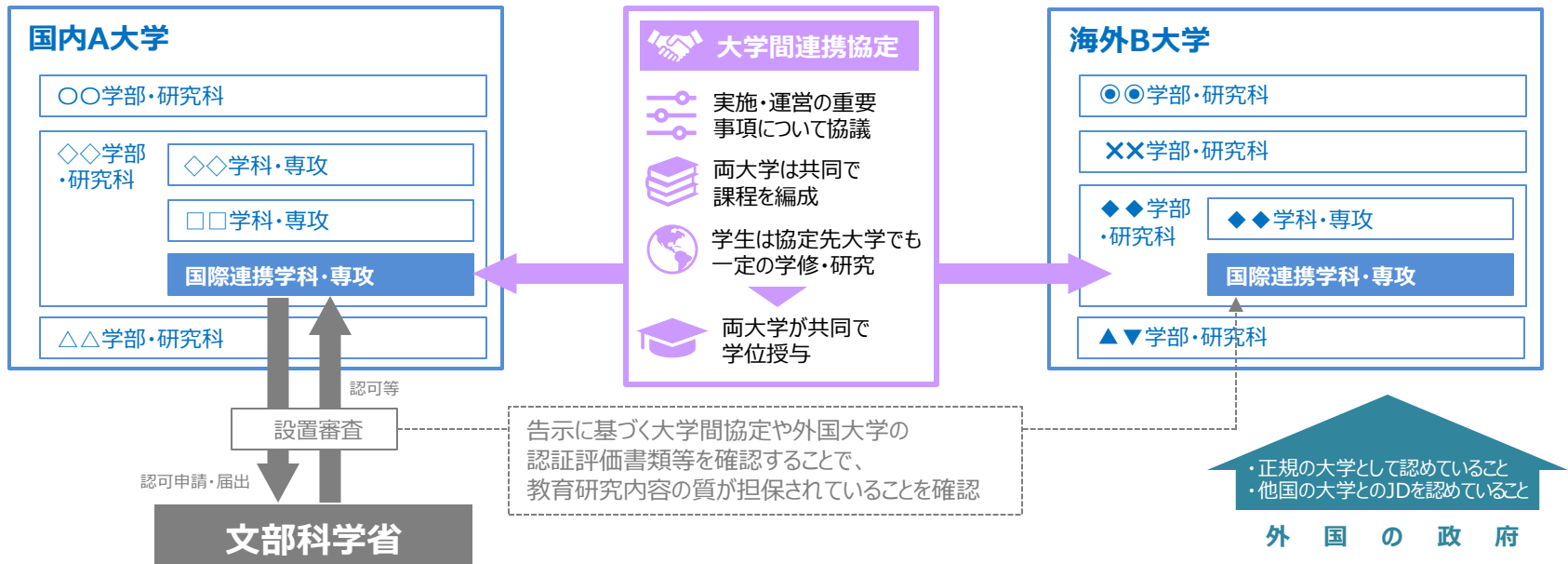


制度概要

- 平成26年度に制度創設。我が国の大学に、外国の大学と連携して共同の教育課程（国際連携教育課程、JDP）を編成する学科・専攻（JD学科等）を設置し、連名で一つの学位記を出す*ことを可能とした。
* 我が国の大学が授与する学位に外国大学名を付することができるものとして整理
- 連携する外国大学の授業科目について単位互換ではなく、自大学で開講したものとみなす。
- 卒業要件は、我が国の大学及び外国大学において、学士課程では最低 31単位以上ずつ計 124単位以上、大学院では最低 10単位以上ずつ計 30単位以上を修得することとする。

イメージ



現状

- 12大学 27プログラムが実施されている。(令和5年5月時点。)
- 大学へのヒアリングによると、JDP開設により、JD学科等以外の学生も含めた国際性の育成に寄与するとともに、学内の教育システム等の見直しを図られる契機となっている。また、国際共同研究の拡大や国際共著論文数の増加といった、我が国の研究力向上にも貢献するなど、着実に実績が積み重ねられてきており、**高等教育全体の国際通用性・競争力の向上や日本の大学の国際的なプレゼンスの向上に寄与している**と言える。

今後の方向性

- 本年4月に内閣官房の教育未来創造会議においてとりまとめられた第二次提言においては、国内大学等の国際化の重要性が指摘されており、JDの設置促進が具体的に取り組むべき施策の一つとして示された。
- 併せて、2033年までに現在設置されている27プログラムから、50プログラムへとその数を増やすことが目標とされた。
- この目標を実現するためにも、**より多くの大学等がその実施規模に関わらずJD学科・専攻を実施できるよう支援する必要がある**。



01 基幹（専任）教員の兼務及び施設・設備の共同利用

現状

- 令和4年度の大規模プログラムへのニーズ等を踏まえた制度改革により、JD学科等は、既存の学部等を母体としてその教育資源を活用することを要さなくなった一方で、通常の学科等と同様に教員数や施設設備の整備を要することとなっている。

課題

- 小規模JDPを設置しようとする場合においても、母体となる学部等の教育資源を一切活用できず、JDP毎に用意する必要があり、大規模JDPと比較して設置に係る負担が大きい。

見直し案

JD学科等を置く学部等に置かれる他の学科等と授与する学位の種類及び分野が同一であり、かつ、母体となる学部等の収容定員の内数である場合、**基幹教員及び施設・設備については、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該JD学科等を置く学部の他の学科等の基幹教員の兼任及び施設・設備の共用を可能とする**の
はどうか。

研究科（収容定員100名）



一般専攻と学位の種類・分野が同一のJD①及びJD②は、収容定員の内数であれば、**教員の兼任及び施設・設備の共用が可能。**

02 追加的な基幹(専任)教員の配置

現状

- JD学科等の教員は、学科等毎に、通常必要とされる教員数、及び、コーディネーター役として追加的に1名の基幹(専任)教員を求められている。

課題

- 設置のための実務的な知識・能力は必要であるものの、学科等毎にコーディネータを配置することは、大学側の負担が大きい。
- ノウハウが蓄積されたコーディネーターの経験を別のJD学科等の設置に活かすづらい。

見直し案

引き続きJD学科等を設ける学部・研究科には1人以上の基幹(専任)教員を置くことは求めることとするものの、当該学科等ごとに当該教員を置くことまでは求めないこととするのはどうか。

